

「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」のご案内

健康・環境・農林漁業分野等（以下「重点分野等」といいます。）の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成します。

支給対象となる事業協同組合等の要件

次の①～④のすべてに当てはまる事業協同組合等※1が支給対象になります。

- ①改善計画※2を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等であること(以下「認定組合等」といいます)。
- ②重点分野等の事業を営む中小企業者を構成員として含む認定組合等であること。
(→具体的な産業分類は、裏面の「支給対象となる重点分野等の事業一覧」をご覧ください)
- ③中小企業労働環境向上事業を行うこと。(下記の「支給対象となる事業」をご覧ください)
- ④過去にこの助成金または中小企業人材確保推進事業助成金を受給したことがある場合は、事業を実施した最後の日の翌日から起算して3年を経過していること。

※1 ①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④その他特別の法律により設立された組合およびその連合会のうち政令で定めるもの、⑤中小企業者を直接または間接の構成員とする一般社団法人。

※2 中小企業労働力確保法に基づき、事業協同組合等や中小企業が雇用管理の改善に取り組むために策定する計画。

支給対象となる事業

◆支給の対象となる中小企業労働環境向上事業とは、次の①から④に該当する1年間の事業をいいます。

◆助成金を受給するためには、①と④の事業を必ず実施し、あわせて②か③のいずれか（または両方）の事業を実施する必要があります。

- ① 計画策定・調査事業 (例：構成中小企業者の雇用管理状況の調査)
- ② 安定的雇用確保事業 (例：募集・採用ガイドブックの作成配布、合同会社説明会の開催)
- ③ 職場定着事業 (例：安全衛生セミナーの実施、職業相談員の配置及び職業相談の実施)
- ④ モデル事業普及活動事業 (例：モデル事業説明会の実施)

支給額

事業の実施に要した費用の3分の2の額を支給します。認定組合等の規模に応じて、1年当たりの限度額があります。また、事業をもう1年延長することができます。

認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
1年当たりの限度額	1,000万円	800万円	600万円

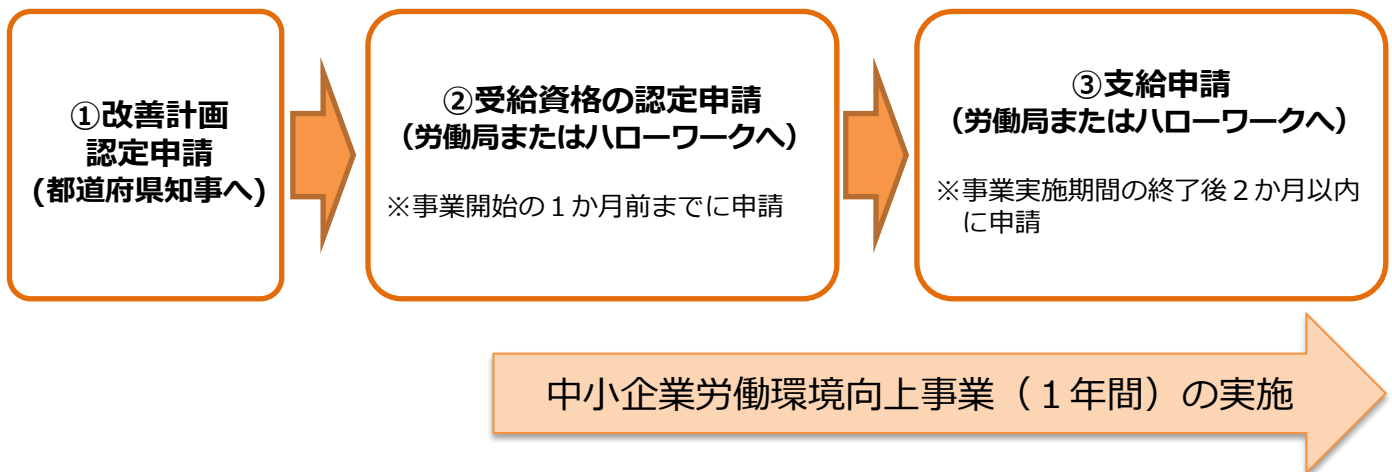


支給対象となる重点分野等の事業一覧

日本標準産業分類	
大分類A－農業、林業	
大分類B－漁業	
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業	
大分類G－情報通信業	
大分類H－運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール	
大分類P－医療、福祉	
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業 例)ごみ処分量	

※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

支給申請の流れ



次の場合は、支給されません

- ◆不正受給をしてから3年以内に支給申請をした場合、または申請日以降不正受給をした場合
- ◆支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない場合
- ◆申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令に違反した場合
- ◆性風俗関連営業、接待を伴う飲食業等、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う場合
- ◆暴力団と関わりのある場合
- ◆支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している場合

◆詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。